様式第５号（第11条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

八頭町長　　　　　　　　　　印

八頭町犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

　　　年　　月　　日付で支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由により却下することと決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 犯罪被害者等見舞金の種類 | 遺族見舞金・傷害見舞金 |
| 理由 |  |

（注）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（実施機関に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する実施機関の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、八頭町を被告として（訴訟において八頭町を代表する者は、実施機関となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して１年を経過すると

処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

２　お問い合わせ先：御不明な点は町民課（電話番号0858-76-0211）にお尋ねください。